

出張所原則廃止に係る対応案について

令和 8 年7月16日 総務課

1 これまでの出張所の在り方についての検討及び今後の方向性

昭和 30 年代に船引町と近隣各村(文珠・美山・瀬川・移・芦沢・七郷・要田)が合併し、各村役場は各出張所として、地域における行政、教育、文化の中核として役割を果たしてきた。

一方で、人口減少等に伴う社会情勢の変化は、行政を取り巻く環境へも大きな影響を及ぼし、とりわけ、平成 17 年の合併後、出張所の在り方・存続については、議会においても議論がなされてきたところ。

この件は、合併後も検討が続けられてきたところであったが、市役所内において令和 5 年5月に立ち上げた出張所検討プロジェクトチームの報告を受け、検討した結果、市として以下の理由により、原則廃止することを決定した。

◇原則廃止に結論づけられた主な理由◇

- ・人口減少により、出張所の利用者が減ったこと。
- ・行財政改革の一環として、市全体の公共施設の在り方を検討する際、職員の減少に伴う費用対効果を考慮すると、施設等の統廃合は避けられない。
- ・電子申請利用者の増加(コンビニでの証明書発行の増加)。
※通常の証明書発行手数料より安く受け取ることができる。

2 現在出張所が行っている業務

1)行政窓口の各種証明書等の交付事務

- ①戸籍、住民票、印鑑登録、外国人登録、税等に関する証明事務
- ②国保・年金、税等に関する届出事務
- ③保健・福祉(乳幼児、児童、障害者、犬登録、老人医療、介護保険等)に関する届出事務

2)地区公民館機能等に係る事務

- ①地区敬老事業の実施(社会教育振興会又はまちづくり協議会等に委託)
- ②体育祭・球技(ソフトボール、バレーボール等)の実施(社会教育振興会に委託)
- ③公民館事業(幸せの集い、女性学級等)の開催

3)各種団体に係る支援事務

社会教育振興会、防犯協会、生活合理化推進協議会、子供会育成会、区長会、婦人会、老人クラブ、民生委員等

3 出張所原則廃止に係る対応について

1)-1 行政窓口の各種証明書等交付事務

①距離的条件不利地域については民間委託等を検討

＊コンビニ等を含む、概ね半径5㎞圏内にサービス提供窓口がない出張所については、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づき、次の交付事務を委託する。

戸籍(除籍・改製原)謄抄本、戸籍記載事項証明書、戸籍の附表、納税証明書、住民票謄抄本、住民票記載事項証明書

印鑑登録証明書、登録原票記載事項証明書

※これらの証明書等は、交付事務(一部本人に限る)のみであり、受付及び届出等ではない。

②国保・年金、税等に関する届出事務

➡届出等は預かるが、各種手続きは行わない。

③保健・福祉(乳幼児、児童、障害者、犬登録、老人医療、介護保険等)に関する届出事務

➡届出等は預かるが、各種手続きは、行わない。

④その他(DXの推進)

➡各地区でスマホ教室などを行い、自宅からでも各種証明書の申請ができるように取組みを進める。

1)-2 各種相談、届出等

証明書交付事務及び届出の受付事務は行わないが、週3日程度の会計年度任用職員を置き、行政手続き等についてアドバイスする。

また、今までどおり、書類等の提出については、預かり等の対応をする。

2)地区公民館等機能等に係る事務

別紙資料参照(A3 たち)

3)各種団体に係る支援事務(社会教育振興会(まちづくり協議会等事務)に係る事務)

別紙資料参照(A3 たち)

※1 社会教育振興会等の事務については、移行期間として、当面、週3日程度配置する会計年度任用職員が行い、2年(R9～10)を目途に、地区へ移行。

なお、この移行にあたっては、各地区の要望により設置する「集落支援員」の活用が有効と考えられる。

※2 老人会、婦人会など各種団体が担うべき業務の事務局は行わない。

4)出張所の維持管理

別紙資料参照(A3 たち)

4 集落支援員への移行について

出張所業務は廃止するものの、地区のまちづくりを維持するため、希望する地区には集落支援員を配置するなど、以下のとおり対応を提案する。

◆対応案◆

■会計年度任用職員

- 廃止後2年間は、週3日程度(月、水、金の午前8時30分～午後5時15分)配置
- 行政手続等の相談を受けながら書類等を預かる(証明書の発行はしない)。
- 社会教育振興会等の事務局業務、地域住民からの相談業務、施設の維持管理業務とする。ただし、2年を目途に事務職員としての配置を廃止する。

■集落支援員(地区の希望により配置)

- 廃止後、業務委託事業者を決定し、配置(R9.7以降)。会計年度任用職員とともに業務にあたり、R11以降、スムーズに業務が行えるよう引継ぎ等を受ける。
- 集落点検、話し合いによる課題把握、解決に向けた体制づくりなど行う。

■その他

- 廃止となる地区に対して、交付金等について検討。

※現在、田村市で活動している集落支援員について別添資料参照

5 集落支援員の活動内容

1)集落支援員とは

過疎化や高齢化が進む地域において、地域住民と行政の架け橋となり、集落の点検、課題把握、住民同士の話し合いを促進する専門人材。持続可能なまちづくりのため、地域運営組織の支援や地域課題の自主的な解決を促すコーディネーターの役割を果たす。地域を「維持する」だけではなく、将来的には「自立」を目指す。

まちづくりを主体的に担う地域運営組織の基盤強化と地域の特性を活かした魅力あるまちづくりの推進を図るため、地域運営組織ごと(これまでの出張所単位を想定)に要望があった地区へ配置する。

2年を目途に会計年度任用職員(事務職員)から集落支援員へ移行することができます。集落支援員は、これまでの出張所長の代わりではなく、地域活性化のための「黒子」的存在であり、「地域はそこに住む地域住民で盛り上げていく。」という意識づけが重要となる。この体制が持続可能なまちづくりの姿となっていくものと考えられる。

2)集落支援員の具体的な仕事の内容(役割)

まちづくり活動の支援

①集落点検の実施(地区の巡回、点検及び課題把握を行う)

地区の巡回、住民宅の戸別訪問、会合等参加による聞き取りなどから集落の現状と課題を把握し、分かりやすく整理すること。

②集落のあり方に関する話し合いの促進(地区と市をつなぐ窓口として、相談、連絡および調整を行う)

定期的なミーティング、意見交換、ワークショップなどから住民同士や住民と市との間での話し合いを促進し、共通認識の形成を図ること。

③地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策(課題解決に向けた体制づくり)

話し合いを通じて得た集落の維持・活性化対策について、住民・行政と連携しながら取り組むこと。

④社会教育振興会等(まちづくり協議会等)の事務局業務を行うこと

- ・会議の企画、準備、運営、取りまとめ等
- ・地区内の団体と連携を図れるよう、橋渡し
- ・行政との連携促進
- ・主催行事の運営支援
- ・会議資料作成補助、会計処理、会議運営など
- ・業務に関連する会議への出席、研修会等への参加

相談窓口支援

①住民からの行政事業に対する相談窓口対応(市の担当者へつなぐ)

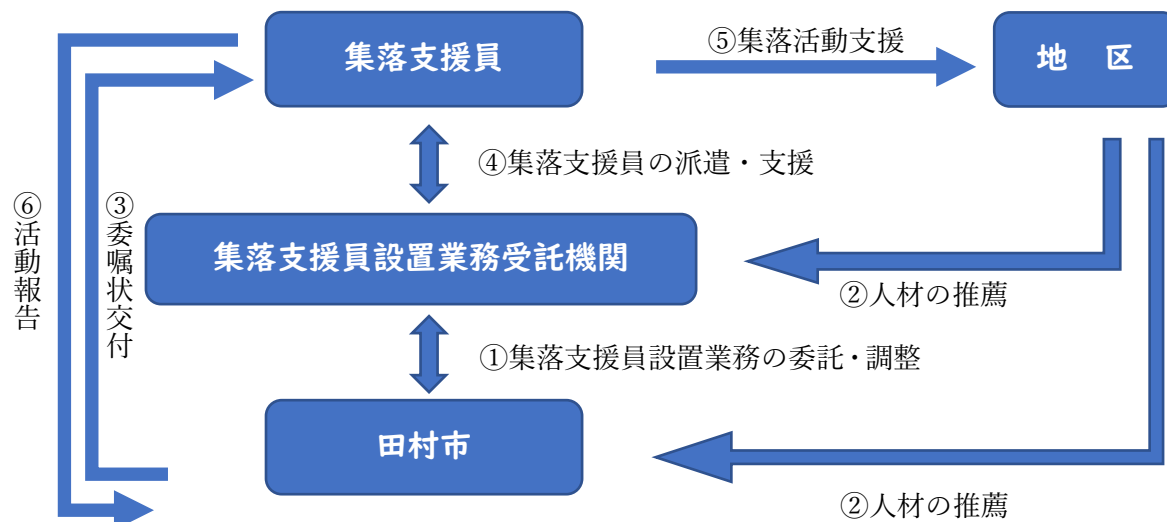
※証明書発行業務以外の申請書類などの預かり

②(仮称)地区住民活動センター及び体育施設の貸館業務及び管理業務

- ・施設の貸出管理業務、清掃業務を行う。
- ・貸館業務に関しては、ネット予約システムへの移行を検討する。
→システムが稼働するようになれば、使用料の納付についてスマホ決済が利用できる。

(集落支援員設置業務受託機関が集落支援員の活動をサポートします！！)

集落支援員配置のイメージ



6 スケジュール

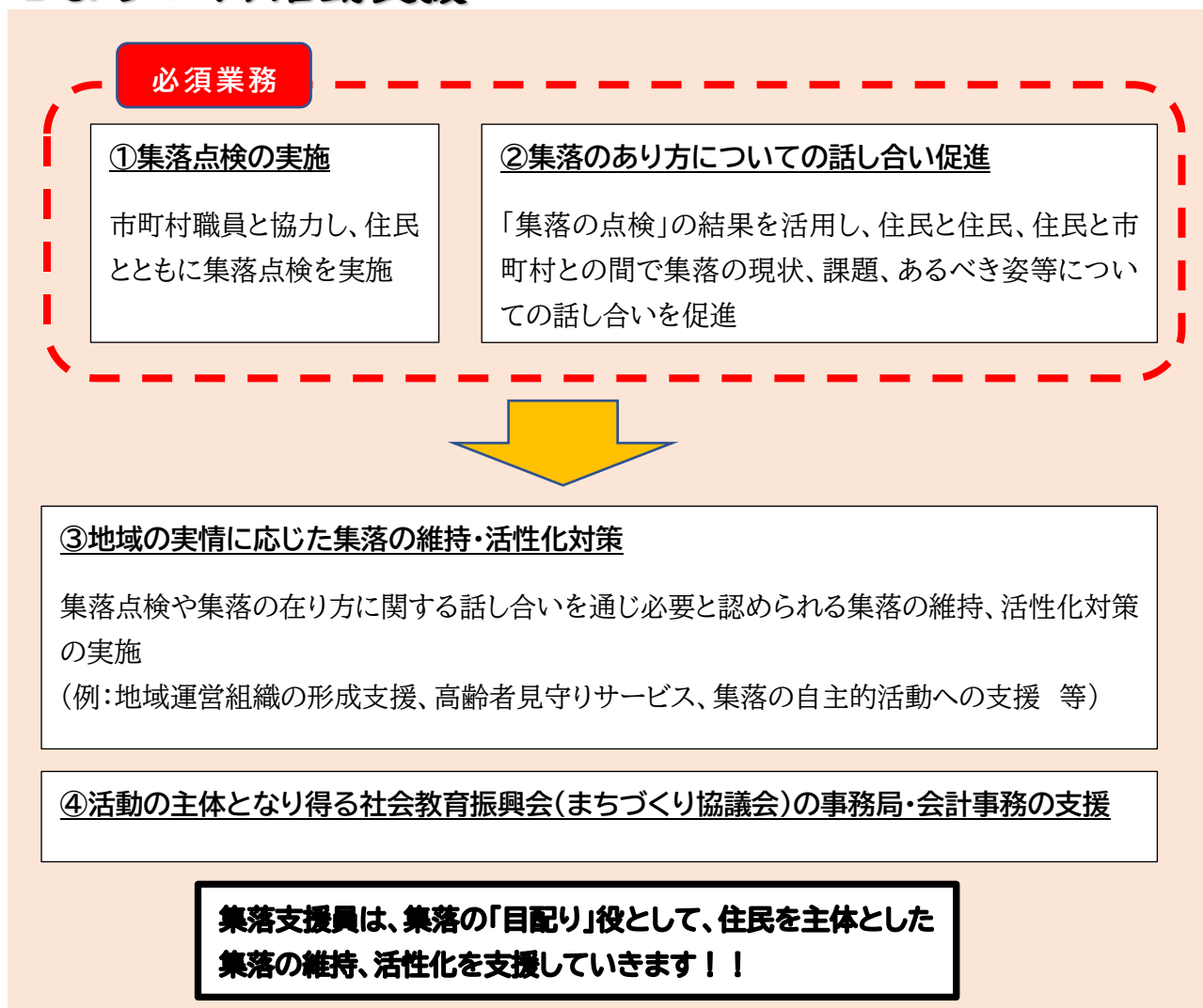
令和 8 年 5 月	各地区正副区長等説明会
7 月	各地区住民説明会
10 月	船引地域代表区長会への説明
12 月	市議会への説明
令和 9 年 3 月末	出張所機能廃止
4 月 1 日	(仮称)地区住民活動センター稼働
7 月	(準備の整った地区から)集落支援員の配置
令和 11 年 3 月末	会計年度任用職員体制終了
4 月 1 日	集落支援員体制

集落支援員

集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、①集落の巡回・状況把握、②住民同士の話し合いの促進、これらを通じ必要とされた③具体的な集落の維持・活性化に向けた取組やその取組主体となる地域運営組織などをサポートする役割を担います。

さらに、田村市船引版の集落支援員は、出張所の廃止によって、行政サービスの低下を招くことのないよう、地区の核となるまちづくり協議会等の団体の支援と行政の相談窓口の役割を担います。

I まちづくり活動支援



II 相談窓口支援

①行政事業に対する相談窓口対応

- ・行政手続等のアドバイス、各課への伝達
- ・各種申請書、届出書の預かり及び本庁各課への送達

②地区公民館機能を廃止し、新たな(仮称)地区住民活動センターを設置

- ・地区住民活動センターの貸館
- ・体育施設(運動場、屋内運動場)の貸館

Point! 集落支援員は市が委嘱します。さらに、集落支援員設置業務受託機関が事務局となり、集落支援員の活動をサポートしながら事業を進めてまいります。

《都路地域での取組事例》

2 総務省「集落支援員制度」について

趣旨・概要

- 過疎地域等に所在する集落の多くは、人口減少と高齢化の進展に伴い、生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家や耕作放棄地の増加などが重大な問題となっています。これらの問題に対応するためには、集落の住民が集落の問題を自らの課題として捉え、地方自治体が集落の状況に十分な目配りをした上で施策を実施することが大切です。
- 集落支援員は、地方自治体(県・市町村)からの委嘱を受け、市町村職員と連携しながら集落住民と共に **集落対策を推進** します。

役割1

集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民と共に集落の現状と課題を把握し、分かりやすく整理すること

想定される実施方法

集落の現状と課題の把握
集落の巡回、住民宅の戸別訪問、電話・アンケート調査、集会所での会合による聞き取り 等

自治体職員との共有・課題の整理
自治体職員と集落支援員の定期的なミーティング・報告会 等

役割2

集落のあり方に関する話し合いの促進

①の結果を活用し、集落の現状と課題、あるべき姿について、住民同士や住民と市町村との間での話し合いを促進し、共通認識の形成を図ること

想定される実施方法

集会所での会合による課題の共有・意見交換、ワークショップ開催 等



役割3

地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

話し合いを通じて得た集落の維持・活性化対策について、住民・行政と連携しながら取り組むこと

想定される実施方法

集落活性化のための計画作成支援、地域行事の企画・開催支援、高齢者の見守り・買い物など生活上の支援 等



参考：総務省資料

集落支援員・地域おこし協力隊の違い

	集落支援員	地域おこし協力隊
求める人材	地域の実情に詳しい内部人材	3大都市圏など都市部の外部人材
活動期間	制限(上限)なし	3年を上限とする
活動内容	集落の点検や状況把握が基礎的活動 共通：地域課題の解決・地域おこし活動	地域に居住しての幅広い地域協力活動
兼務・副業	他の役割との兼務が可能	活動に支障のない範囲で副業を認めることがある
求められる成果	点検等を踏まえた必要な施策の実施	活動地域への定住・定着

参考：総務省資料

3 田村市集落支援員の活動概要

① 集落巡回



ご自宅に行ったり、集会に参加したりして、都路の皆さんの声を聞いて回っています。

例えば



12行政区長にインタビューを行い、話を聞きました。集落支援活動をより効果的かつ円滑に行うためには、区長の皆さんのご理解とご協力が欠かせません。



都路町内で住民が活動・運営しているサロンや、団体の集まりなどに積極的に参加して、情報収集・現状把握に努めています。皆さんの声を聞くことが一番大切な役割です。

② 集落支援員会議



週1回、集落支援員会議を行い、皆さんの声を踏まえて、意見交換やアイデア出しをしています。

例えば



集落支援員と設置機関が1週間の活動を振り返り、集落の声を整理しています。頭を悩ませることも多々ありますが、諦めず皆でよく話し合うことを心掛けています。



集落の現状や課題を的確に把握するために、必要に応じて都路の皆さんや市役所の皆さんと話し合いを行います。対話を繰り返すことで、信頼関係の構築にも繋がっています。

③ 定例打ち合わせ



月1回、市役所と打ち合わせを行い、皆さんの声を伝え、今後の取り組み等について話合っています。

例えば



集落支援員と設置機関が1か月の活動を振り返り、率直な感想や意見を市役所の皆さんに伝えています。活動の中で困っていること、分からないことも相談します。



集落巡回によって見えてきた課題に対し、実施可能な解決策（アイデア）が生まれたら、三者が全員で知恵を出し合い、それぞれの役割を果たして実現させていきます。

4 集落点検の実施

戸別訪問・集会所の会合等による聞き取りの実施

戸別訪問・集会所の会合等による聞き取りの様子



名刺を持ちながら、戸別訪問をして回っています。訪問すると喜んでくれる方や、お喋りを楽しんでくれる方がいるのは嬉しいことです。集落点検の重要性を実感しています。



集会所の会合等による聞き取りとして、地域で行われているサロンに伺い、お話を聞きました。地域の皆さんの活動や想いを知ることができる貴重な機会になっています。



集落支援員だより第16号で、岩井沢三匹獅子舞の特集を組んだ際には、保存会の方以外の地域の皆さんに思い出話を聞きました。

▶伝統文化継承プロジェクトはp52-p53へ

岩井沢地区

戸別訪問・集会所の会合等による聞き取り



岩井沢地区担当支援員 渡辺京子

令和7年10月から集落支援員になりました。都路町生まれ、育ちではありますが、これまでは全く違う業界で働いていましたので、まずは担当地区の皆さんに着任の挨拶をして顔を知ってもらおうと考えました。不在の際には名刺を置いておくようにしたり、顔が知られていない際には自分の両親や祖父母の名前を出したりして、工夫しながら集落点検を行っています。

5 集落のあり方に関する話し合いの促進

第1回都路の未来を考える懇談会

趣旨・概要

■目的

田村市都路地域は、人口減少や少子高齢化が顕著となっています。そのため、令和5年度から、集落支援員を設置して、地域と行政をつなぐ窓口としての機能を充実させるとともに、地域の巡回、点検を通して、地域課題の把握等を行ってきました。今後、これらの地域の課題解決をどのように具現化して、これらの都路を築いていくか、地域住民が主体となって考えることを目的としました。



■主催 特定非営利活動法人あぶくま山の暮らし研究所(田村市集落支援員設置業務受託機関)

■参加対象 都路行政区長、地域住民、復興支援員、行政職員等

■定員 30名程度

■開催日時 令和7年7月10日(木)19時00分～20時30分(区長会議終了後)

■開催場所 都路行政局 3階 ホール

■内容 テーマ「都路の未来を考える」～持続可能な地域づくりとは～
人口減少、超高齢化が加速していく都路において、持続可能な地域づくりをしていくためには、どのような仕組みや活動が必要で、どのような体制の構築が求められるか。ワークショップ形式で話し合いました。

■モデレーター 特定非営利活動法人 きらりよしじまネットワーク理事 高橋由和氏
(福島県ふくしま地域コミュニティ共創パートナー)

■日程

受付	18:45～19:00
開会	19:00～19:15
ワークショップ	19:15～20:25
閉会	20:25～20:30

モデレーター紹介

特定非営利活動法人きらりよしじまネットワーク理事
(福島県ふくしま地域コミュニティ共創パートナー)
高橋由和さん



2007年、全世帯参加の地域運営組織「特定非営利活動法人きらりよしじまネットワーク」を設立(山形県川西町)。住民ワークショップで地域ニーズを把握し、わがこと化・まるごと化を図るとともに、5か年の地区計画を徹底したPDCAで実践。現在、総務省の過疎問題懇談会委員や、地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する研究会委員等を務める。

6 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

第2回大人の遠足ツアーの実施



令和7年 **11/4** 火

8:30～16:30

■集合場所／①8:30発 古道体育館 ②8:45発 ど～も岩井沢店
■参加費／10,000円 ■定員／40名(申込順先着)

全域

『住民交流・外出支援』プロジェクト(大久保地区発祥)

担当支援員 青木菜々

昨年に引き続き第2弾ということで、今回は都路全域にお住いの方を対象に行いました。普段なかなか行き合わない方もいましたが、久しぶりにみんなで出かけることができ楽しい時間を過ごせました。毎年の恒例行事にしていきたいです。



担当支援員 會見なみ子

大人の遠足ツアーに沢山の人に参加していただき、ありがとうございました。至らない点は数々あったと思いますが、皆様のご協力のおかげで何もなく楽しい一日を過ごせたことに感謝しております。ぜひ次回もご参加ください。



6 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

岩井沢三匹獅子舞の獅子頭・衣装の展示



コ・ラッシュェ都路外観イメージ



令和7年
12月20日
オープン!

展示場所

都路町複合商業施設
「コ・ラッシュェ都路」内 多目的ホール

住 所 田村市都路町岩井沢字中作14番地1

観 覧 料 無料

休 館 日 水曜日

※店舗営業時間内は自由にご覧いただけます。

岩井沢地区

『伝統文化継承』プロジェクト



担当支援員OG 松本文子

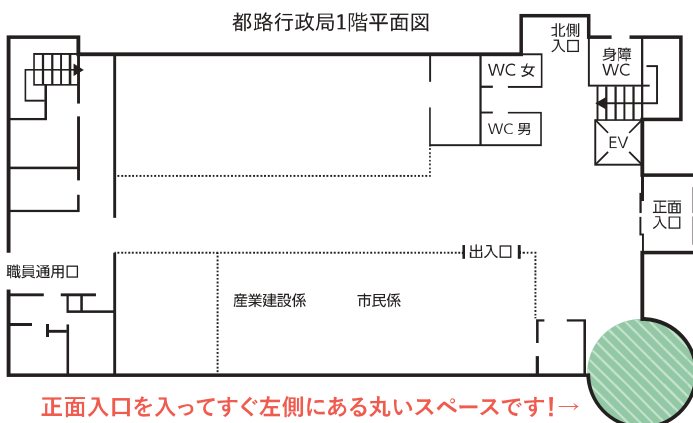
令和5年度から取り組んできたプロジェクトですが、神社総代会、三匹獅子保存会、地域の皆様方に協力していただき、大変ありがとうございました。おかげ様で多くの人たちに見てもらえることになりました。きっと、三匹獅子も喜んでくれると思います。



6 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

交流スペース「ちょこっと」の運営

「もっと気軽に集まれる場所が欲しい」「住民同士が交流する機会があると良い」といった住民の声から生まれた交流スペース。都路のさまざまな方が”ちょこっと”立ち寄って”ちょこっと”おしゃべりすることで、新たなつながりやアイデアが生まれる場所にもなっています。



■ロゴマークについて

「ちょこっと」がどのような場所なのか、地元の人がぱっと見て分かるように、「と」の文字を使って「お茶を飲む」「お喋りする」「休憩する」を表現しました。
(デザイナー 二瓶育美)



交流スペース「ちょこっと」

場所	開いてる日	できること
都路行政局1階 (田村市都路町古道字本町33-4)	毎週水曜日 10時～15時 (年末年始、祝日を除く)	● ちょこっと、お茶を飲むこと。 ● ちょこっと、お喋りすること。 ● ちょこっと、休憩すること。

■住民の憩いの場、交流の場として



毎月1回、午後から、手話教室を行っています。参加は自由で無料です。(1月～3月の冬季期間はお休み)



都路の皆さんが気軽に立ち寄ってお喋りしています。人と人とのつながりを実感できる、大切な時間です。

■復興支援員や都路町観光協会との意見交換の場として



近くに復興支援員の事務所があります。情報交換したり、意見交換したりして、お互いに協力し合って活動しています。



都路町観光協会の皆さんが来て、イベントの打ち合わせをしたり、お茶をしながら親睦を深めたりしています。

■子育て中のママや子どもたちの遊びの場として



子育てをしているお母さんが子どもたちを連れて遊びに来てくれます。可愛い子どもたちからいつも元気を貰っています。



子どもたちが来ると地域の人たちは笑顔になります。話せばすぐに誰の子・孫なのか分かるところが田舎ならではの良さです。

「出張ちょこっと」も開催しています！！

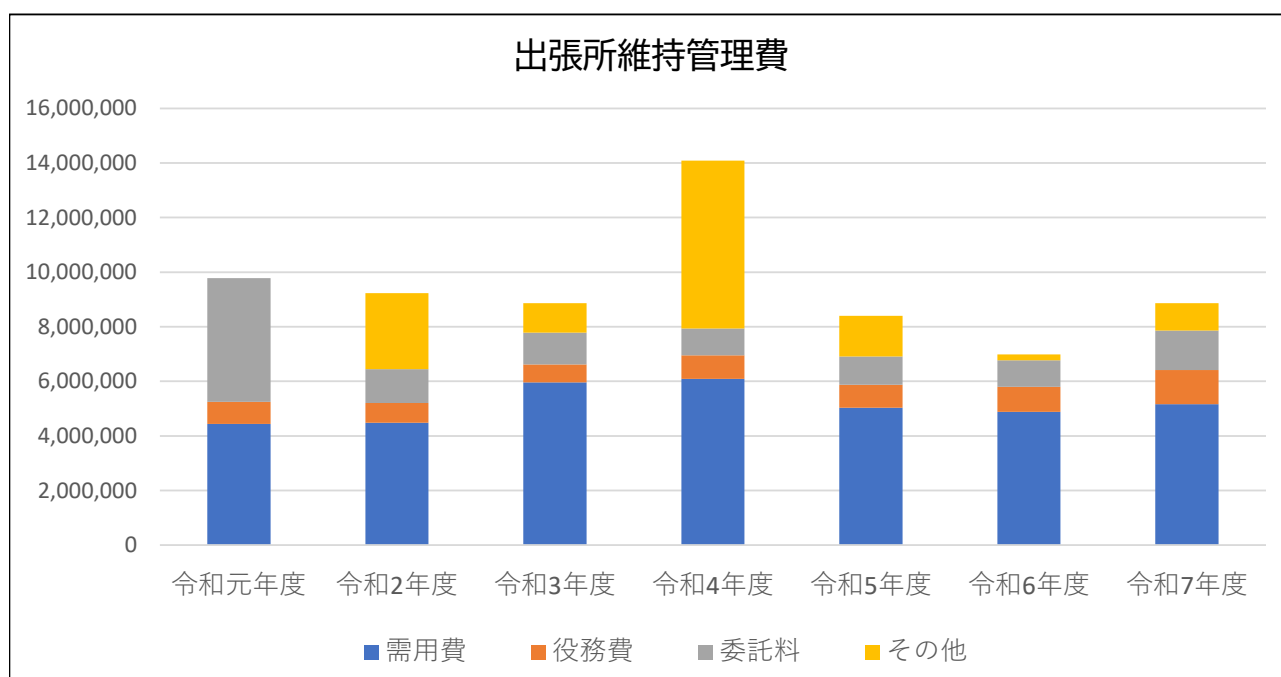
集落支援員が地元の小学校に行き、「出張ちょこっと」を開催しています。お昼休み時間に子どもたちとお話したり、遊んだりして、交流しています。

出張所における各種経費の推移

【出張所維持管理費】

	需用費	役務費	委託料	その他	合計
令和元年度	4,440,907	802,742	4,536,056	0	9,779,705
令和2年度	4,480,966	727,689	1,234,610	2,783,000	9,226,265
令和3年度	5,960,318	658,959	1,167,510	1,078,400	8,865,187
令和4年度	6,091,773	862,545	983,650	6,145,000	14,082,968
令和5年度	5,037,704	838,691	1,035,350	1,487,600	8,399,345
令和6年度	4,882,453	920,761	964,113	219,300	6,986,627
令和7年度	5,157,546	1,261,600	1,436,784	1,012,900	8,868,830

※令和元年度は委託料にその他分が含まれております。



※項目の説明

需用費： 光熱水費、修繕料など

役務費： 電話料、浄化槽法定検査

委託料： 合併浄化槽、消防設備点検、自動ドアなど

その他： 工事請負費、備品購入費、各種負担金など

※令和4年度芦沢農業センター屋根改修工事ほか

美山出張所給水施設改修工事

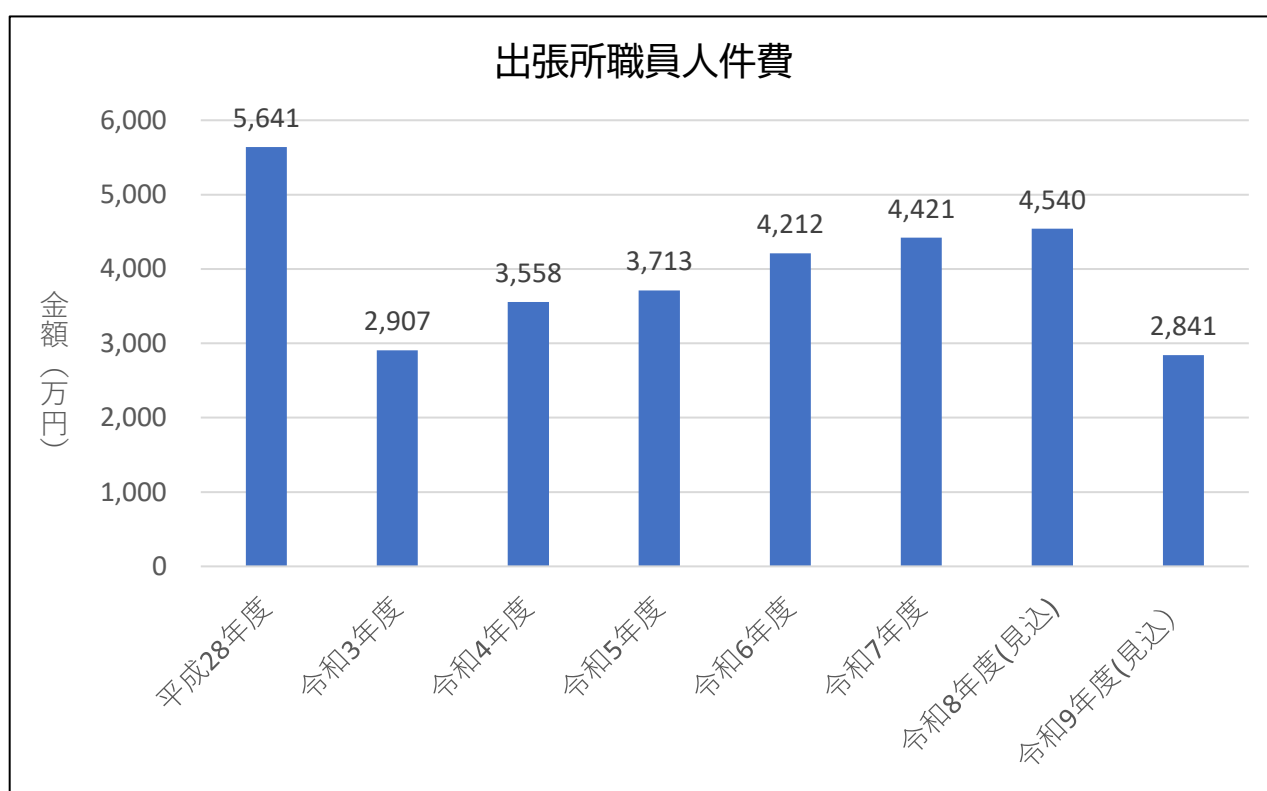
【出張所人件費】

出張所人件費	人件費計（円）	職員数（人）			
		所長（会計年度）	所長（再雇用）	会計年度	合計
平成28年度	56,410,774				14
令和3年度	29,070,519	5	2	4	11
令和4年度	35,578,119	5	2	6	13
令和5年度	37,126,380	5	2	7	14
令和6年度	42,115,507	6	1	7	14
令和7年度	44,211,946	6	1	5	12
令和8年度(見込)	45,398,980	6	1	5	12
令和9年度(見込)	28,405,448			10	10

※平成28年度は職員5名、再任職員2名、嘱託職員7名体制

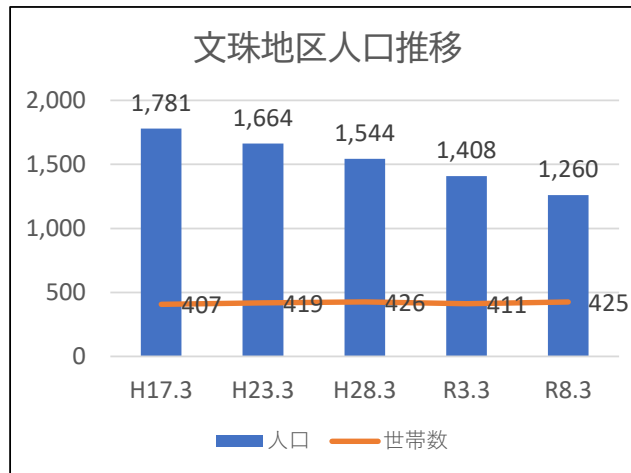
※令和2年4月から再任用職員及び会計年度任用職員体制

※令和9年度勤務形態：週3日×7時間45分勤務（10名）

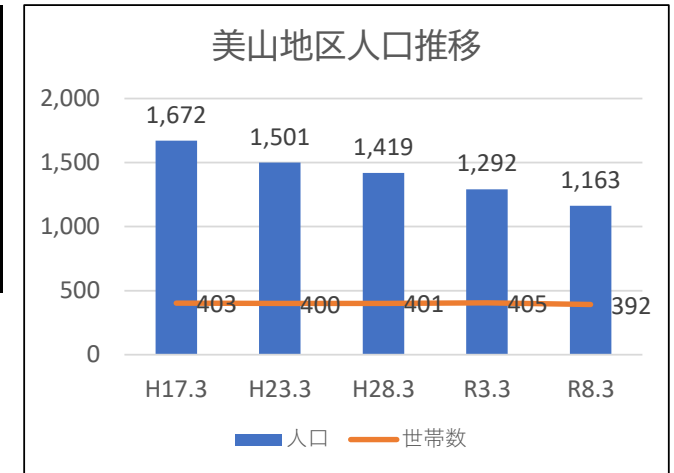


【地区別人口・世帯数推移（住民基本台帳より）】

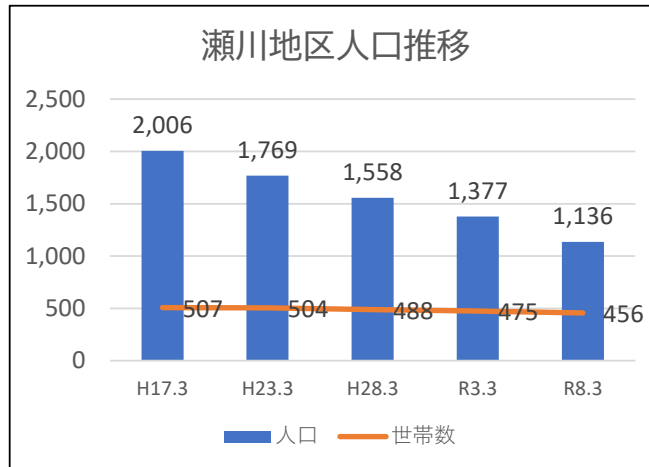
文珠	人口	世帯数
H17.3	1,781	407
H23.3	1,664	419
H28.3	1,544	426
R3.3	1,408	411
R8.3	1,260	425



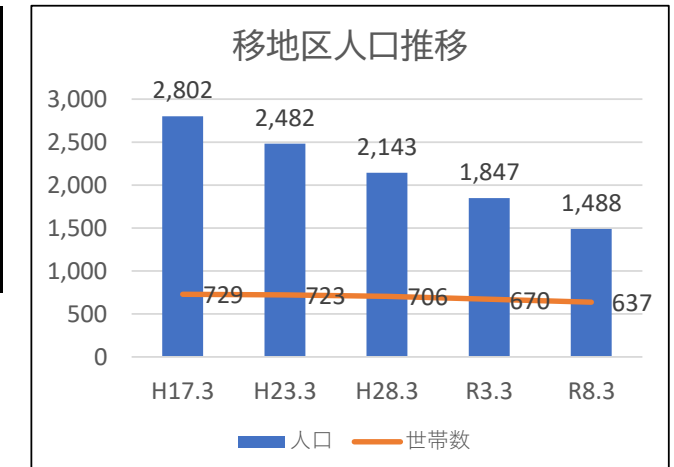
美山	人口	世帯数
H17.3	1,672	403
H23.3	1,501	400
H28.3	1,419	401
R3.3	1,292	405
R8.3	1,163	392



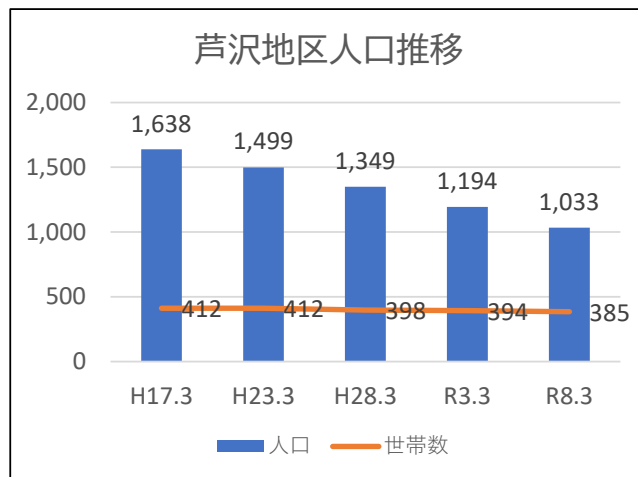
瀬川	人口	世帯数
H17.3	2,006	507
H23.3	1,769	504
H28.3	1,558	488
R3.3	1,377	475
R8.3	1,136	456



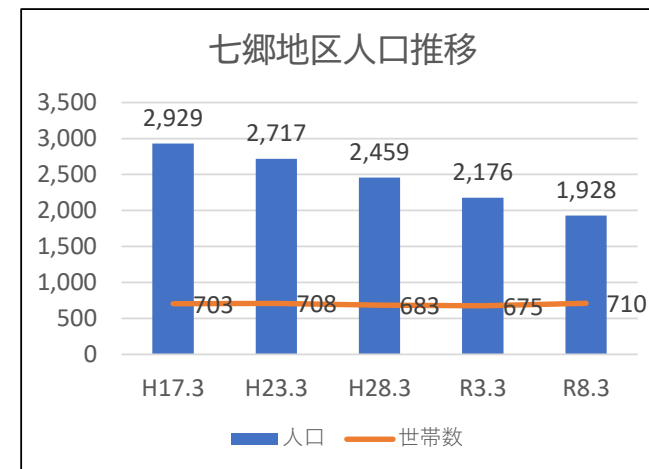
移	人口	世帯数
H17.3	2,802	729
H23.3	2,482	723
H28.3	2,143	706
R3.3	1,847	670
R8.3	1,488	637



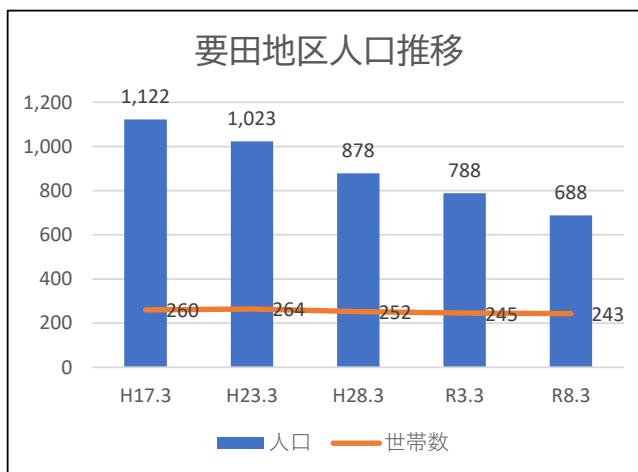
芦沢	人口	世帯数
H17.3	1,638	412
H23.3	1,499	412
H28.3	1,349	398
R3.3	1,194	394
R8.3	1,033	385



七郷	人口	世帯数
H17.3	2,929	703
H23.3	2,717	708
H28.3	2,459	683
R3.3	2,176	675
R8.3	1,928	710



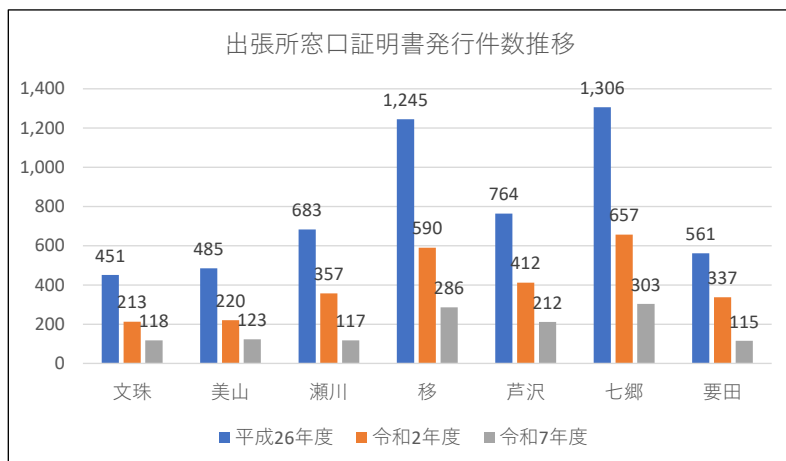
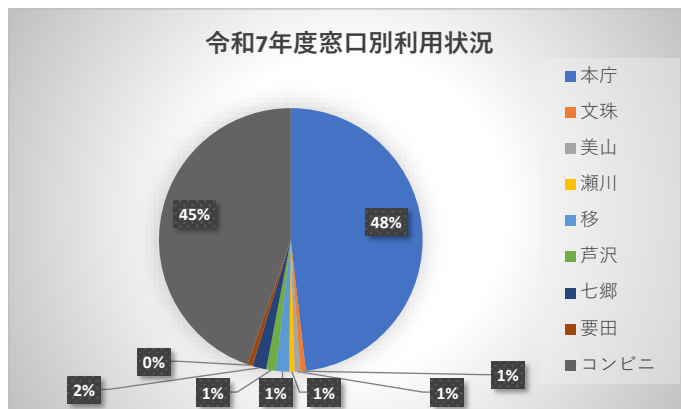
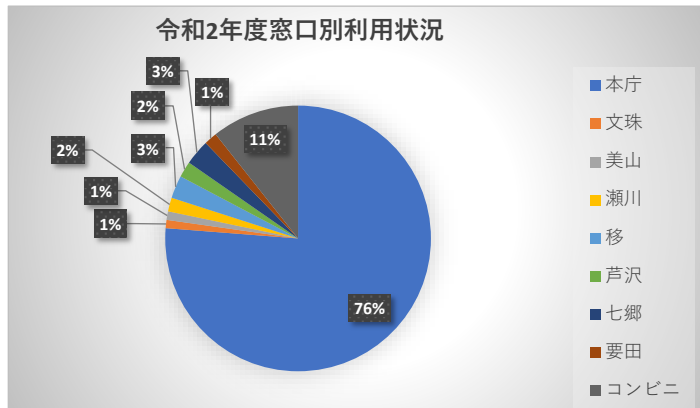
要田	人口	世帯数
H17.3	1,122	260
H23.3	1,023	264
H28.3	878	252
R3.3	788	245
R8.3	688	243



【田村市各種証明書窓口発行件数(コンビニ交付利用状況)】

窓口証明書発行件数	本庁	文珠	美山	瀬川	移	芦沢	七郷	要田	コンビニ
平成26年度	26,504	451	485	683	1,245	764	1,306	561	-
令和2年度	16,206	213	220	357	590	412	657	337	2,266
令和7年度	8,570	118	123	117	286	212	303	115	7,942

※コンビニ交付サービス：平成29年4月稼働



【参考】

	コンビニ交付	行政窓口	オンライン請求
1 住民票	1 5 0 円	3 0 0 円	3 0 0 円
2 戸籍の附票	1 5 0 円	3 0 0 円	3 0 0 円
3 戸籍謄本・抄本	2 0 0 円	4 5 0 円	4 5 0 円
4 印鑑登録証明書	1 5 0 円	3 0 0 円	3 0 0 円
5 所得課税証明書	1 5 0 円	3 0 0 円	3 0 0 円

※コンビニ交付サービスを利用する場合、マイナンバーカードが必要です。

※利用時間：午前6時30分から午後11時（店舗によって営業時間が異なる場合があります。）

※オンライン請求は令和7年9月より対応。発行手数料に加え、送料自己負担。